

令和6年（2024年）6月19日
政）グリーントランスマネーション推進室

金融・資産運用特区の指定に伴う本市の取組の推進について

令和6年6月4日に国家戦略特別区域諮問会議において北海道を国家戦略特区として指定することが了承されるとともに、金融庁から「金融・資産運用特区実現パッケージ」が公表となり、北海道・札幌市が「金融・資産運用特区」の対象地域となる旨が公表された。これらの特区の効果を最大限に発揮するため、以下の通り全庁が一丸となって今後取り組むべき事業の検討を進めていくこととする。

【取組内容】

1. 特区の活用について

国家戦略特区の指定を受けることにより、今後継続して国に規制緩和を提案していくことが可能となることから、既存の規制改革項目の活用はもとより、新規の規制改革項目の提案も含め、全庁一丸で取り組む。

2. 本市が実施すべき取組について

GX 金融・資産運用特区を活用して、北海道・札幌が日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」となることを目指すために、本市が地元の取組として追加で実施すべき取組について、全庁が一丸となって検討を進め、今後取り組むべき事業を再整理し、速やかに実行に移す。

3. TSHとの連携について

特区をはじめとするGX産業の集積及び金融機能の集積の取組の推進に際しては、昨年6月に設立した産学官金連携のGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」と連携して進めていく。